

平成18年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成18年6月12日(月曜日) 午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 常任委員会議案付託
 - 第 3 常任委員会請願付託
 - 第 4 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程第 1 議案上程
 - 追加日程第 2 提案理由の説明
 - 追加日程第 3 議案の補足説明
 - 追加日程第 4 議案質疑
 - 日程第 2 常任委員会議案付託
 - 日程第 3 常任委員会請願付託
 - 日程第 4 常任委員会陳情付託
-

出席議員(26名)

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩
15 番	林 俊 介	16 番	明 智 忠 直
17 番	林 一 雄	18 番	高 木 武 雄

19番 嶋田茂樹
21番 高橋利彦
23番 鈴木正道
25番 伊藤 鐵

20番 向後和夫
22番 林 正一郎
24番 神子 功
26番 林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助役	重田雅行
教育長	米本弥栄子	病院事業者 管理	吉田象二
病院事務部長	今井和夫	総務課長	増田雅男
秘書広報課長	野口徳和	企画課長	加瀬正彦
財政課長	高埜英俊	税務課長	江ヶ崎純敏
市民課長	林 久男	環境課長	小長谷 博
保険年金課長	増田富雄	健康管理課長	浪川敏夫
社会福祉課長	遠藤純夫	高齢者 福祉課長	横山秀喜
商工観光課長	神原房雄	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	米本壽一	都市整備課長	島田和幸
下水道課長	山崎健次	海上支所長	木内孫兵衛
飯岡支所長	佐久間俊雄	干潟支所長	木内國利
会計課長	宮本英一	消防長	佐藤眞一
水道課長	堀川茂博	庶務課長	在田 豊
学校教育課長	多田清司	生涯学習課長	花香寛源
監査委員 事務局長	平野哲也	農業委員会 事務局長	小田雄治
飯岡荘支配人	野口國男	病院事務次長	伊東一直

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	石毛健一
------	------	-------	------

開議 午前10時25分

○議長（鈴木正道） おはようございます。ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（鈴木正道） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第13号までの13議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第1号、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、ご質疑申し上げます。

この条例の制定につきましては、障害者自立支援法第15条の規定により、市町村に障害程度区分の審査判定業務を行う及び市町村の支給要否決定を行うに当たり意見を聞くため審査会を置くこととしており、審査会の委員の定数は条例で定めることになっております。

今回提案されております条例第2条で、審査会の委員の定数は10人とするとなっておりますが、定数を10人とする根拠について、1点目としてお伺いいたしたいと思います。

2点目ですが、審査会委員の構成について、どのようにお考えになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

この条例の3条では、審査会に関し、必要な事項は市長が定めるということとしておりますが、審査会の開催についてはどのようなお考えか。また、審査会委員の任期については何年とするものか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○**社会福祉課長（遠藤純夫）** お答え申し上げます。

まず、第1点目の審査会委員10人の根拠はということでございますが、1グループ5人で2グループで行うということでございます。

次に、審査会委員の10名の選出の考え方でございますが、審査会委員につきましては、障害者自立支援法第16条第2項により、委員は障害者等の保健または福祉に関する学識経験を有するもののうちから市町村長が任命するということになっております。市といたしましても、委員の構成につきましては、障害者の実情に通じたもののうちから障害保健福祉の学識経験を有するものであって、中立かつ公平な立場で審査が行える方を考えております。具体的には、医師、社会福祉司、精神保健福祉師、保健師、その他、社会福祉関係の学識経験を有するものというふうに考えております。

次に、審査会の開催であります、10月から介護給付サービスが開始されるため、現段階におきましては7月から9月の間は月1回から2回程度、10月以降については月1回程度を考えております。

次に、任期でございますが、今回の委員につきましては19年3月31日が任期となっております。

以上でございます。

○**議長（鈴木正道）** 神子功議員。

○**24番（神子 功）** 審査会の委員についての委員の構成でございますが、今ご説明がありましたけれども、旭市としては、身体障害者あるいは知的障害者、精神障害者、各分野の均衡ということが必要ということで、配慮した構成をとというのが指導要綱になっているみたいでございます。そういった意味で、今お示しいただきましたけれども、この3点についての各分野については均衡が保たれるような配慮というのはされておりますでしょうか。もう一度詳しくお願いいたします。

○**議長（鈴木正道）** 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○**社会福祉課長（遠藤純夫）** 配慮していきたいというふうに考えております。

○**議長（鈴木正道）** 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第4号、旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、ご質疑申し上げます。

今回提案されております条例の廃止につきましては、担当課長より、今回廃止となる青年館の場所、構造、面積、そして設置年月等、詳細な補足説明をいただきました。

青年館の設置につきましては、たしか県の指導により取り組まれた補助対策事業であったと記憶しております。旭地区では、平成7年3月に所期の目的を達成したということで、既に、青年館の設置及び管理に関する条例が提案され、廃止されております。

今回提案されております飯岡地区の青年館は、古いもので昭和43年11月、新しいものでは昭和55年3月に建てられたものであり、これらいずれも、地元区から要望により無償譲渡するという説明がございました。

そこで、何点かお伺いをしたいと思います。

今回、地元区からの要望により無償譲渡するということですが、無償譲渡をするに至った経過について、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思いますのが第1点目であります。

2点目、各青年館が設置されている所在地の土地の所有権、いわゆる名義はどうなっているでしょうか。

3点目、各青年館の建物の所有権、この名義はどうなっているでしょうか。補助金制度を運用してきたと思われますけれども、その経過と現状について、お分かりになりましたら、簡単に結構ですからお伺いいたします。要は、補助金は全部いただいたけれども、現在は補助金制度が内容的には既に旭市のものになっているとか、そういった経過でございます。

4点目、これは、既に老朽化している建物でございます。仮に、無償譲渡をしたという7月1日から施行になった場合には、地元の方が老朽化している施設でございますから、管理という面から修繕あるいは改修ということが考えられるわけですが、その点については、どのような双方の検討がされているかどうか、この点につきましてお伺いいたします。

4点について、よろしくお願いします。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 神子議員の質問にお答えいたします。

まず、地元区からの要望について、経過を詳しくということですが、確かに、神子議員おっしゃるとおり、旧旭市におきましては、平成7年度に青年館は無償譲渡しております。そのほか、旧海上町では平成10年度に、旧干潟町においては平成12年度にそれぞれ無償譲渡しております。それらを踏まえて、無償譲渡につきまして当該関係区長にご説明したところ、ご理解をいただき、該当区全区の連名にて3月24日に要望書が提出されたところであります。

各青年館の土地についてであります。公有地につきましては小網町の青年館だけで、残りの9館につきましては私有地であります。

譲渡後の建物の名義はということですが、譲渡先は区となります。

修繕管理につきましては、所管が企画課となります。

以上です。

○議長（鈴木正道） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

区に譲渡した後の修繕、それから改修でございますけれども、市の方で旭市コミュニティー育成事業補助金交付要綱を持っておりますので、その補助によりまして、改築等に対応していきたいというふうに考えております。これについては、建て替えの場合で10分の6以内、補助限度額は700万円となっております。

以上です。

○議長（鈴木正道） 神子功議員。

○24番（神子 功） それでは、1点だけ質疑を申し上げます。

譲渡された場合に、今までは青年館ということで運営をしてきましたけれども、地元区に譲渡する場合に、青年館という名前についてはどのように考えているか。例えば、青年館ではなくしてコミュニティーとか、あるいは名称については行政と区ではどのような考えの基

に議論されてきたのかどうか、1点だけお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 神子議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 青年館の名称であります、青年館そのものの条例はなくなりますので、あとは区に譲渡した場合には、区の方がそれなりの名称でいいと思っています。例えば、何々区集会所でも結構ではないかと思っています。

以上です。

○議長（鈴木正道） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○**24番（神子 功）** 議案第10号、専決処分の承認について、ご質疑申し上げます。

内容的には、18年度の税制改正による内容のものでございます。

私は、3点、市にとっては税収の関係、また、市民にとっては税の負担という観点から影響額等につきましてご質疑をするものでございます。

その第1点目ですが、今回の税制改正によりまして、平成19年度から影響が出るというふうになっておりますけれども、この税制改正によりまして、市民の税負担並びに市にとりまして市税収入、この増減というものがどのように推移していくものかどうか。これが第1点目であります。

2点目、今年度における定率減税が行われますけれども、これも市民に対する影響あるいは市税収入に対する影響についての把握状況、いわゆる額的に影響額がどのようなものになるのかどうか、お示しをいただきたいと思います。

最後の3点目ですが、平成18年7月1日からたばこ税の値上げというものが盛り込まれております。平成18年度当初予算には4億9,000万円余りの予算が計上されておりますし、これは、当初値上げ分も見込んだというお話をいただいております。この改正によりまして、7月1日から値上げされた場合に、その増収分というものはどのような影響を示すものなのかどうか。当初予算で見込んだ内容も含めて、どのように影響がされるかどうか、お示しをいただきたいと思います。

以上3点、お願いいたします。

○**議長（鈴木正道）** 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○**税務課長（江ヶ崎純敏）** 税制改正に伴う影響につきまして、3点のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の税源移譲によりまして市民と市の負担及び税収への影響額でございますけれども、今回の改正におきましては、市民の負担につきましては、個人住民税がフラット化によりまして負担増となる部分につきましては、所得税において同額の負担減を図り、逆に、個人住民税が負担減となる部分については、所得税において負担増を図ることによってさまざまな階層の納税者の方の負担が極力変わらないというようになっております。

この改正によります市民の負担への影響額でございますが、国のモデル例でご説明したいと思います。

例といたしまして、夫婦、妻が専業主婦で子が2人、うち1人は特定扶養親族という世帯で、給与収入が700万円である場合、個人住民税では税源移譲前の税額は19万6,000円でございますが、これが税源移譲後は29万3,500円となり、差し引き9万7,500円の増額となるものでございますが、所得税でこれと同額が減額となります。したがって、所得税と個人住民税とで増減があって、負担する額は変わらないということになっております。

旭市の税金における影響額につきましては、国は、市町村への税源移譲額として8,300億円を予定しておりますけれども、具体的な旭市としての影響額というのは電算での試算をしておりませんので、数値をお示しすることはできません。

それから、第2点目、定率減税の18年度の影響額でございますけれども、市税といたしましては、約1億9,000万円の増を見込んでおります。

それから、3点目のたばこ税の引き上げによる影響でございますけれども、平成18年度予算で見込んでおりますけれども、当初の見込み、現行税率でのたばこ税の収入見込みをまず4億5,797万4,000円と見込みました。これに対して、7月1日以後の税率改正を見込んでトータルでのたばこ税の税金は、18年度予算で4億9,089万5,000円を見込んだわけでございますが、これは健康志向等によるたばこの喫煙本数の減等も考慮しながら、差し引き税率の引き上げによる増収は約3,300万円を見込んだものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木正道） 神子議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木正道) 質疑なしと認めます。

以上で、議案の質疑を終わります。

おはかりいたします。議案第9号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木正道) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第9号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第9号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第9号は同意することに決しました。

○議長(鈴木正道) 本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第14号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木正道) 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。議案第14号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（鈴木正道） 追加日程第1、議案上程。

議案第14号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（鈴木正道） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。

議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第14号は、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、厚生労働省の定める診療報酬の算定方法の改正に伴い、滝郷診療所における診療報酬について所要の改正を行うものであります。

以上、追加提案いたしました案件の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、よろしくご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木正道） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（鈴木正道） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第14号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 増田富雄 登壇)

○**保険年金課長（増田富雄）** 議案第14号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、旭市直営の滝郷診療所の診療報酬の算定方法につきまして、厚生労働省が本年4月施行で12年ぶりの抜本的な改定を行ったことから、所要の改正を行うものであります。

その主なものを申し上げますと、初診料が2,740円から2,700円に、再診療が730円から710円に引き下げられるものであります。

次に、施行期日等についてであります。この条例は、公布の日から施行することとしますが、厚生労働省の告示が平成18年4月1日から改正されていることから、同日にさかのぼって適用することといたします。

なお、滝郷診療所では、4月1日以降の初診料等について、この条例の根拠である厚生労働省の告示に基づいて改正後の額で徴収していたため、この条例を4月にさかのぼって適用しましても、利用者に追加徴収や還付は発生せず、何ら不利益は生じておりません。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○**議長（鈴木正道）** 保険年金課長の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 議案質疑

○**議長（鈴木正道）** 追加日程第4、議案質疑。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**議長（鈴木正道）** 質疑なしと認めます。

以上で、議案の質疑を終わります。

◎日程第２ 常任委員会議案付託

○議長（鈴木正道） 日程第２、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第５号、議案第６号、議案第10号、議案第11号、議案第12号の５議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第１号、議案第４号、議案第14号の３議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第３号、議案第７号、議案第８号の３議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第２号、議案第13号の２議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、６月22日、午後５時までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第３ 常任委員会請願付託

○議長（鈴木正道） 日程第３、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第１号、請願第２号、請願第３号の３件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

これより、請願を付託いたします。

文教福祉常任委員会に、請願第１号、請願第２号、請願第３号の３件を付託いたします。

付託いたしました請願は、６月22日、午後５時までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第４ 常任委員会陳情付託

○議長（鈴木正道） 日程第４、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第7号、陳情第8号の2件であります。
配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

これより、陳情を付託いたします。

建設経済常任委員会は、陳情第7号の1件であります。

公営企業常任委員会は、陳情第8号の1件であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました陳情は、6月22日、午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は14日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時54分